

2024年1月

お客さま各位

水戸証券株式会社

令和4年度税制改正における大口株主等の配当等の取扱いについて

令和4年度税制改正における「上場株式等に係る配当所得等の特例」について、大口株主等の要件の見直しが行われました。これにより令和5年10月1日以降に支払われる上場株式等の配当等を特定口座へ受入れる大口株主等配当の取扱いは、以下の通りとなりますのでご案内いたします。

令和4年度税制改正により、内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等で、その配当等の支払に係る基準日においてその支払を受ける居住者等と、その者を判定の基礎となる株主として選定した場合に同族会社に該当する法人が保有する株式等を合算して、その発行済株式等の総数等に占める割合が100分の3以上となるときにおけるその居住者が支払を受けるものを、総合課税の対象とすることとされました。

当社に源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しているお客さまであっても、特定大口株主等配当に該当するものがある場合には、当該特定大口株主等配当について、お客さまにおいて確定申告を行っていただく必要がございますのでご留意下さい。

以上